

資料編

資料編

1 計画策定体制・策定経過

(1) 策定時

春日部市環境審議会

「学識経験者」、「知識及び経験を有する者」、「市内各種団体を代表する者」、「公募による市民」で構成されます。

市長からの諮問を受け、計画の基本的な考え方や内容について専門的な立場から審議を行い、答申を行いました。

委員名簿

委嘱期間 2016年5月1日～2018年4月30日

区分	氏名	所属等	備考
第1号委員 学識経験者	高橋 進	共栄大学 教授	
	八木田 浩史	日本工業大学 教授	
第2号委員 知識及び経験を 有する者	石川 和正	埼玉県東部環境管理事務所 所長	
	内山 裕幸	ISO14001 審査員補	
	大竹 啓子	埼玉県環境教育アシスタント	
	金子 衛	春日部保健所 副所長	2017年4月30日解任
	岡地 哲也		2017年5月1日委嘱
	増田 敬一	春日部市立内牧小学校長	2017年4月30日解任
	長谷川 博	春日部市立川辺小学校長	2017年5月1日委嘱
	三好 あき子	埼玉県生態系保護協会春日部支部長	
	木幡 邦男	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	2016年9月30日解任
	村上 正吾		2016年10月1日委嘱
第3号委員 市内各種団体を 代表する者	伊澤 秀雄	春日部商工会議所 副会頭	
	齋藤 恂子	春日部市くらしの会 会長	
	富樫 清年	庄和商工会 理事	
	板倉 肇	春日部市自治会連合会 副会長	2017年4月30日解任
	野村 三男		2017年5月1日委嘱
第4号委員 公募による市民	樋野 彌生	公募	
	吉田 正広	公募	

開催状況

年度	開催日	審議内容
28	第1回 2016年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定について (策定の趣旨、策定体制等) ・市民、事業者アンケートについて
	第2回 2016年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の概要について ・市民、事業者アンケートの内容について
	第3回 2016年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画策定に関する進捗状況について ・市民、事業者アンケートの集計状況について ・環境基本計画の構成案について
	諮問 2017年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次春日部市環境基本計画の策定に係る考え方について
	第4回 2017年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次春日部市環境基本計画策定に係る諮問について (市民、事業者アンケート結果、計画素案の要旨等) ・今後の策定スケジュールについて
29	第1回 2017年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次春日部市環境基本計画(素案)について ・市民、事業者アンケート分析
	第2回 2017年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮指針検討 ・第2次春日部市環境基本計画(素案)の変更箇所について ・第2次春日部市環境基本計画に係る答申案について
	答申 2017年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次春日部市環境基本計画の基本的考え方について
	第3回 2017年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次春日部市環境基本計画策定に係る答申について ・第2次春日部市環境基本計画(素案)
	第4回 2018年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次春日部市環境基本計画(案)の最終確認 ・第2次春日部市環境基本計画成果品について

春日部市環境審議会条例

平成 25 年 3 月 14 日条例第 9 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、合議制の機関として、春日部市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識及び経験を有する者
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員の互選によりこれを定める。

(意見聴取等)

第 6 条 審議会又は専門部会は、審議のため必要があると認めるときは、審議会及び専門部会の委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境経済部環境政策推進課において処理する。

一部改正〔平成 25 年条例 9 号〕

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 14 日条例第 9 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第2次春日部市環境基本計画策定市民懇話会

「知識及び経験を有する者」、「市内各種団体を代表する者」、「環境保全リーダー養成講座を修了した者」、「公募による市民」で構成されます。

計画策定にあたり、広く意見を聴くため、意見交換を行いました。

委員名簿

区分	氏名	所属等
第1号委員 知識及び経験を有する者	小野 雄策	元日本工業大学 教授
第2号委員 市内各種団体を 代表する者	新井 勝	埼玉みずほ農業協同組合 庄和中央支店長
	石塚 郁史	南彩農業協同組合 理事
	井上 功	春日部環境衛生事業協同組合 理事長
	小川 隆	庄和商工会 筆頭理事
	島村 克己	春日部市立内牧小学校長
	山崎 哲男	春日部商工会議所 副会頭
第3号委員 環境保全リーダー養成講 座を修了した者	川田 サダ子	環境保全リーダー養成講座修了生
	関根 文子	環境保全リーダー養成講座修了生
第4号委員 公募による市民	伊藤 登美子	公募
	佐藤 直子	公募

開催状況

年度	開催日	内容
28	第1回 2017年1月26日	・第2次春日部市環境基本計画における 市民・事業者の役割について (環境配慮指針について意見交換)
	第2回 2017年3月15日	
29	第3回 2017年4月25日	
	第4回 2017年5月22日	

第2次春日部市環境基本計画策定市民懇話会要領

(設置)

第1条 第2次春日部市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の策定にあたり、広く意見を聴くため第2次春日部市環境基本計画策定市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 環境基本計画の策定に関すること
- (2) その他環境基本計画に関して必要と認められること

(組織)

第3条 懇話会の委員の定員は15人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 環境保全リーダー養成講座を修了した者
- (4) 公募による市民

(任期等)

第4条 委員の任期は、環境基本計画が策定された日までとする。

2 委員の報酬は、無償とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、環境経済部環境政策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この要領は、環境基本計画が策定された日に、その効力を失う。

春日部市環境対策推進会議

委員長を副市長とし、部長級職員で構成される春日部市の全庁的な組織です。

環境基本計画の推進、温暖化対策実行計画の推進、節電その他の省エネルギーの推進に関することを所管しており、第2次春日部市環境基本計画策定に向けて、関係部署と環境施策に関する情報の共有や調整を図りました。

開催状況

年度	開催日	内容
28	第1回 2016年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次春日部市環境基本計画の策定方針について ・ 市民、事業者アンケートについて ・ 環境対策プロジェクトチームの設置について
	第2回 2016年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季の節電対策結果について ・ 地球温暖化対策に係る報告について（春日部市地球温暖化対策実行計画の進捗状況など） ・ 市有施設における新電力の導入について
29	第1回 2017年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次春日部市環境基本計画策定進捗状況の概要 ・ 各組織での審議内容について ・ 第2次春日部市環境基本計画（素案）
	第2回 2017年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次春日部市環境基本計画（素案）パブリックコメント経過報告について

春日部市環境対策推進会議要綱

(設置)

第1条 春日部市域における環境の保全及び創造に関する施策について総合的かつ計画的に推進するため、春日部市環境対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(推進会議の所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を調査審議する。

- (1) 春日部市環境基本計画の推進に関すること。
- (2) 春日部市地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。
- (3) 節電その他の省エネルギーに関すること。
- (4) その他推進会議が必要と認めた事項

(推進会議の組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、環境経済部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進会議の委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(環境対策プロジェクトチーム)

第6条 委員長は、専門的事項を検討させるため、必要に応じ、推進会議の補助機関として、環境対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置くことができる。

- 2 プロジェクトチームに関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

(意見聴取等)

第7条 推進会議及びプロジェクトチームは、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、必要に応じて会議結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 推進会議及びプロジェクトチームの庶務は、環境経済部環境政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。
(春日部市環境対策推進会議要綱の廃止)
- 2 春日部市環境対策推進会議要綱（平成27年4月28日制定）は、廃止する。

別表（第3条関係）

市長公室長	総合政策部長	財務部長	財務部工事検査担当部長	総務部長	市民生活部長
福祉部長	福祉部子育て支援担当部長	健康保険部長	建設部長	都市整備部長	都市整備
部鉄道高架担当部長	庄和総合支所長	会計管理者	消防長	事務部長	水道部長
学校教育部長	学校教育部学務指導担当部長	社会教育部長	議会事務局長	監査委員事務局長	

環境対策プロジェクトチーム

春日部市環境対策推進会議の補助機関として設置しました。

第2次春日部市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の推進に係る実務者主体のチームで、専門的事項を検討しました。

開催状況

年度	開催日	内容
28	第1回 2016年9月26日	・ 環境基本計画の概要について ・ 環境目標について
	第2回 2017年2月2日	・ 第2次春日部市環境基本計画の策定状況について ・ 環境目標について

(2) 中間見直し時

春日部市環境審議会

「学識経験者」、「知識及び経験を有する者」、「市内各種団体を代表する者」、「公募による市民」で構成されます。

市長からの諮問を受け、計画の基本的な考え方や内容について専門的な立場から審議を行い、答申を行いました。

委員名簿

委嘱期間 2022年5月1日～2024年4月30日

区分	氏名	所属等	備考
第1号委員 学識経験者	八木田 浩史	日本工業大学 教授	
第2号委員 知識及び経験を 有する者	八戸 昭一	埼玉県環境科学国際センター 研究推進室 室長	
	金子 亮	埼玉県東部環境管理事務所 所長	
	大竹 啓子	埼玉県地球温暖化防止活動推進員 埼玉県環境アドバイザー	
	奥田 眞司	環境アドバイザー 環境カウンセラー 公害防止主任管理者	
第3号委員 市内各種団体を 代表する者	山岸 健一郎	共栄大学	
	齋藤 博美	春日部商工会議所 1号議員	
	加藤 大二	武里西小学校 校長	
	佐藤 直子	春日部市くらしの会 会長	
	濱口 達三郎	東彩ガス株式会社	
	前田 昌彦	庄和商工会 理事	
	三好 あき子	埼玉県生態系保護協会 春日部支部 支部長	
	石鍋 裕作	春日部市PTA連合会	
第4号委員 公募による市民	和井田 実	公募	
	本間 加代子	公募	

開催状況

年度	開催日	審議内容
R4	第1回 2022年5月26日	・第2次春日部市環境基本計画の中間見直しに係る基本方針について
	第2回 2022年11月21日	・第2次春日部市環境基本計画の中間見直しに係る諮問について
	第3回 2023年1月30日	・第2次春日部市環境基本計画の中間見直しに係る答申について

春日部市環境審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 114 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、合議制の機関として、春日部市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識及び経験を有する者
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員の互選によりこれを定める。

(意見聴取等)

第 6 条 審議会又は専門部会は、審議のため必要があると認めるときは、審議会及び専門部会の委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境経済部環境政策課において処理する。

一部改正〔平成 25 年条例 9 号・30 年 6 号〕

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 14 日条例第 9 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 16 日条例第 6 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

春日部市環境対策推進会議

委員長を行政統括監とし、部長級職員で構成される春日部市の全庁的な組織です。

環境基本計画の推進、温暖化対策実行計画の推進、節電その他の省エネルギーの推進に関することを所管しており、第2次春日部市環境基本計画策定に向けて、関係部署と環境施策に関する情報の共有や調整を図りました。

開催状況

年度	開催日	内容
R4	第1回 2022年5月23日	・第2次春日部市環境基本計画の中間見直しに係る基本方針について
	第2回 2022年11月2日	・第2次春日部市環境基本計画の中間見直しについて

春日部市環境対策推進会議要綱

(設置)

第1条 春日部市域における環境の保全及び創造に関する施策について総合的かつ計画的に推進するため、春日部市環境対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(推進会議の所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を調査審議する。

- (1) 春日部市環境基本計画の推進に関すること。
- (2) 春日部市地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。
- (3) 節電その他の省エネルギーに関すること。
- (4) その他推進会議が必要と認めた事項

(推進会議の組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、行政統括監をもって充てる。
- 3 副委員長は、環境経済部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進会議の委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(環境対策プロジェクトチーム)

第6条 委員長は、専門的事項を検討させるため、必要に応じ、推進会議の補助機関として、環境対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置くことができる。

- 2 プロジェクトチームに関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

(意見聴取等)

第7条 推進会議及びプロジェクトチームは、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、必要に応じて会議結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 推進会議及びプロジェクトチームの庶務は、環境経済部環境政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。
(春日部市環境対策推進会議要綱の廃止)
- 2 春日部市環境対策推進会議要綱（令和元年6月5日制定）は、廃止する。

別表（第3条関係）

市長公室長	総合政策部長	総合政策部公共施設事業調整担当部長	財務部長	総務部長
市民生活部長	福祉部長	こども未来部長	健康保険部長	建設部長
都市整備部長	都市整備部鉄道高架担当部長	会計管理者	消防長	事務部長
水道部長	学校教育部長	学校教育部学務指導担当部長	社会教育部長	議会事務局長
監査委員事務局長				

2 春日部市環境基本条例

春日部市環境基本条例（平成 19 年 3 月 20 日条例第 2 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第 1 節 施策の策定等に当たっての基本方針（第 9 条）

第 2 節 総合的推進のための施策（第 10 条—第 15 条）

第 3 節 効果的推進のための施策（第 16 条—第 23 条）

第 4 節 地球環境の保全及び国際協力（第 24 条）

附則

私たちのまち春日部は、日光街道の宿場町や大酩のまちとしての歴史的な伝統と江戸川や大落古利根川に代表される水と緑に恵まれた自然環境の中で、埼玉県東部地域における交通の要衝として、現在まで着実な発展を続けてきました。

しかしながら、今日のわが国の発展を支えてきた社会経済活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄を招き、自然の恵みである資源を消費し、不用物を廃棄するものであり、私たちに便利さや物質的な豊かさをもたらしたものの、環境に大きな負荷を与えています。

また、自然の回復力を上回るほど大きくなった人間の活動は、地球温暖化やオゾン層の破壊、生態系の破壊、海洋汚染など、地球環境に重大かつ深刻な影響を及ぼし、人類の生存基盤を揺るがすまでに至っています。

これは、環境問題の多くが、市民一人ひとりの日常生活及び事業者の事業活動に起因していることを私たちは認識しなければなりません。

もとより、私たちは、自然の恵みを受け、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、全ての人が協働して、良好な環境を保全及び創造し、より良い環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。

私たちは、環境を構成する生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあることを認識するとともに、相互に協力して、環境への負荷の低減に努め、持続的な発展が可能な循環型社会を築くため、ここに、この条例を定めます。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削による

ものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)のもとに、推進されなければならない。

- (1) 環境の保全及び創造は、私たちの健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識したうえで推進されなければならない。
- (2) 環境の保全及び創造は、私たちの生存基盤である環境が、環境への負荷によって損なわれつつあることを認識したうえで推進されなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に社会経済活動の在り方及び生活様式を見直し、環境への負荷の少ない社会が構築されるよう推進されなければならない。
- (4) 環境の保全及び創造は、現在及び将来における市民が健康で安全かつ快適な環境を享受するとともに、より良い環境が将来にわたって引き継がれるよう推進されなければならない。
- (5) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を共通の課題として認識し、並びにすべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、自らが事業者及び消費者である立場を認識し、自らの事業活動及び消費活動に関し、事業者及び市民に率先して環境への負荷を低減しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる責務を有する。
 - (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるよう必要な措置を講ずること。
 - (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
 - (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、職場における環境学習を推進するとともに、環境管理体制を整備するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策並びに市民、事業者及びこれらの者の組織する民間団体(以下「市民等」という。)が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭及び地域において、環境の大切さを学ぶとともに教えるよう努めるものとする。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活から生ずる環境への負荷を低減するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策並びに市民等が実施する環境の保全及び創造に関する活動に積極的に参画し、協力するものとする。

(通勤者及び通学者並びに行楽者の協力)

第7条 市内への通勤者及び通学者並びに市内の自然に親しみ、又は文化施設等を利用する行楽

者は、地域環境の美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策並びに市民等が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するものとする。

(環境月間)

第8条 環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。

2 環境月間は、毎年6月1日から同年6月30日までとする。

3 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

4 市民等は、環境月間の趣旨にふさわしい活動を行うよう努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての基本方針

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 総合的推進のための施策

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、春日部市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告書の作成及び公表)

第13条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第14条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(環境教育及び環境学習の総合的推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する環境教育及び環境学習の総合的な推進により、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 効果的推進のための施策

(市民等との協働)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関し、市民等と協働して取り組むため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第18条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、エネルギー等の利用が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の聴取)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民等の意見を聴くよう努めるものとする。

(調査の実施)

第21条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に必要な調査を実施するものとする。

(監視体制等の整備)

第22条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造について、広域的な取組が必要とされる施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4節 地球環境の保全及び国際協力

第24条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、県及びその他の関係機関と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 用語解説

(あ)

アイドリングストップ

自動車やオートバイの駐停車時にエンジンを完全に停止させること。不必要なエンジン稼働を控えることは、燃料削減、排出ガス削減、駐車場で周辺の住宅への騒音防止につながる。「埼玉県生活環境保全条例」(以下、「県条例」という。)では、駐車場の設置者(20台以上または500m²以上)に対して、アイドリングストップを呼びかける看板の設置等を行うことを義務づけている。信号待ち等の停車時、自動的にエンジンを停止させるアイドリングストップ機能を持つ自動車も販売されている。

アダプトプログラム

市民や企業が一定区間の公共の場所で美化活動を行い、行政がこれを支援する制度のこと。アダプト(ADOPT)とは英語で「〇〇を養子にする」という意味。公共の場所を市民や企業が愛情と責任を持って清掃美化を行うことからの例えであり、市では清掃用具の提供や傷害保険の支援を行っている。

石綿(アスベスト)

蛇紋岩などの天然の鉱物を繊維状にしたもので、アスベストとも呼ばれる。耐火性、断熱性、耐薬品性などの多様な性質を有しており、ボイラーのパイプの被覆、建築物の耐火材、保温材、防音材などに広く使用された。しかし、繊維が空気中に浮遊・飛散しやすく、吸入して肺に突き刺さったりすると組織内にとどまり、肺がんや中皮種の原因となるなど、人の健康に悪影響を及ぼす。1989年(平成元年)に大気汚染防止法に基づく「特定粉じん」に指定され、その後、使用の段階的な制限を経て、全面禁止となった。

ウォームシェア

冬季の地球温暖化対策のひとつ。一人ひとりが暖房や照明を使うのではなく、一つの部屋に集まって過ごしたり、外出したりすることでエネルギーを節約する取組のこと。節電や節約だけでなく、人とのコミュニケーションを深める効果もある。

暖房決して 暖かいところに集まろう



ウォームビズ

冬季の地球温暖化対策のひとつ。暖房の室温を20℃とし、快適に過ごすために衣類や食事、住まいに工夫をして過ごすこと。

ウクライナ情勢

2022年2月にロシアがウクライナへの侵攻を開始したこと及びそれに起因する世界情勢の変化をいう。両国は主要な食料、鉱物、エネルギー資源の輸出国であることから、食料やエネルギー価格を中心とした商品市況価格の高騰を引き起こした。

雨水浸透ます

住宅地内に降った雨水を地面に浸透しやすくする設備のことで、雨水浸透管もある。雨水の流出抑制や地下水かん養に役立つ。

エコアクション21

中小企業において容易に環境に配慮する取組を進めることができるよう環境マネジメント、環境レポートなどを統合した、環境省が策定したガイドライン。ガイドラインに基づき審査、認証、登録する制度がある。



エコカー

エコロジーカーの略称。エコロジー(環境)とエコノミー(節約)の性格を併せ持つ。窒素酸化物(NO_x)や二酸化炭素(CO₂)などの排出が少ない、又は、ない自動車のこと。従来のエンジン車に比べて、環境への負荷の小さい車の総称。

明確な定義はなく、類似した名称として、大気汚染物質(窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など)の排出が少なく、環境への負荷が少ない低公害車や次世代自動車があり、クリーンディーゼル自動車、電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車

などの自動車を指す。

【エコカーの関連用語】

・低燃費自動車

「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」に基づく燃費基準を達成した車。ガソリン・LPガス・ディーゼル乗用自動車、ガソリン・ディーゼル貨物自動車（車両総重量2.5t以下）及びディーゼル重量車（車両総重量3.5t超）が対象となる。

・低排出ガス自動車

「低排出ガス車認定要領」に基づく低排出ガス認定車。燃料の種類を問わず、自動車から排出されるガスについて、窒素酸化物や粒子状物質等の有害物質の排出量が基準値以下に低減されている車を認定する。



・燃料電池自動車（FCV）

燃料電池を搭載し、モーターを動力とする自動車。燃料電池は、車載した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を創る。走行時に排出されるのは水のみである。

・ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、低燃費を実現する自動車。

・プラグインハイブリッド自動車（PHV）

コンセントからプラグを用いて蓄電池に充電できるハイブリッドカーであり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持つ。

エコチューニング

業務用等の建物において、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備やシステムの運用改善を行うことにより省エネルギー化を図る取組。専門的な知識・技能を有する技術者や事業者が、エネルギー使用量等の診断から改善計画の立案、実践、指導などを一体的に行う。技術者や事業者には認定制度がある。

エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出を抑え、環境負荷を少なくする省エネルギー運転技術のこと。駐車時のアイドリングストップの実施、適正なタイヤ空気圧の点検、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えることなどがある。

エコマーク

公益社団法人日本環境協会が審査・認証するマーク。生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通じて環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられる。エコマークは、グリーン購入法に基づく調達判断目安として活用され、エコマークの認定基準は、グリーン購入法の基準と同等、又はそれ以上となっている。



エコファミリー認定制度

毎日の生活で環境にやさしい行動を心がけることを宣言した家庭をエコファミリーと呼び、チェックシートを用いて取組の度合を測り、認定する制度。

エコライフ

私たち人間の生活が自然環境や人間自身に影響を及ぼしていることを認識し、省エネルギーや省資源など環境に配慮した生活をする事。

エコライフ DAY

チェックシートを使って、省エネルギー・省資源など環境に配慮した生活を1日実践することで、地球温暖化防止のためのライフスタイルの定着に向けたきっかけづくりを行う埼玉県の取組。埼玉県地球温暖化防止活動推進センター、各市町村、学校、民間団体、地域団体、事業所等の協働によって行われており、夏季と冬季に実施されている。

オゾン層

オゾンは、酸素原子3個からなる気体のことで、大気中の成層圏下層（地上約15～30km）のオゾン濃度が高い部分のことをさす。オゾン層は、生物に有害な太陽からの紫外線を吸収する役割を果たしている。フロン、トリクロロエタン等によってオゾン層が破壊されると、生物に有害な紫外線が地表に届き、皮膚がんや白内障などの原因となる。

温室効果ガス

地球温暖化の原因となる物質で、太陽の日射を受けて温められた地表面が放つ赤外線を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより、地表付近の大気を温めることを温室効果といい、この効果をもたらす気体を温室効果ガスという。人為的に排出されるガスとして、京都議定書では「二酸化炭素（CO₂）」、「メタン（CH₄）」、「一酸化二窒素（N₂O）」、「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」、「パーフルオロカーボン（PFC）」、「六フッ化硫黄（SF₆）」を対象としている。

【温室効果ガスの関連用語】

・カーボンオフセット

地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素を減らそうとする取組の一つ。日常生活や経済活動のなかで、どうしても排出してしまう二酸化炭素(カーボン)を、他の場所で行われる二酸化炭素の削減活動に投資することで埋め合わせ(オフセット)をするもの。

(か)

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「排出を全体としてゼロ」というのは、温室効果ガスの排出量から、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

外来種（外来生物）

今まで生息していなかった地域に人為的に導入され、定着した種のこと。ペット、食用、観賞用など様々な理由で意図的に持ち込まれた場合と、交通機関に紛れて非意図的に移動してくる場合がある。外来種は、地域固有の種や生物相を大きく改変する影響を生じる場合がある。

外来生物法

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の略称。外来生物による生態系、人命、農業への被害を防止するために特定外来生物等を指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことを定める法律。

家庭用省エネナビ

使用電力量をリアルタイムで表示することができる機器。家庭の分電盤に取り付けることで簡単に測定できる。

家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の通称。一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に対して、河川等への水質汚濁の主原因となる生活雑排水も処理するため、環境負荷低減に効果がある。2001年（平成13年）より単独処理浄化槽の設置は禁止となっており、これより前に設置された単独浄化槽の転換のために補助金等の制度が用意されている。

環境基準

環境基本法により定められている、人の健康の保護や生活環境の保全のため維持されることが望ましいとされる環境中の物質濃度や音の大きさなどの目安。大気、水質、土壌、騒音、ダイオキシン類について基準が定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規

制するための規制基準とは異なる。

環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱や、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、2018年（平成30年）4月に第五次環境基本計画が閣議決定された。これまでに5回（1994年、2000年、2006年、2012年、2018年）策定された。

環境基本法

1993年（平成5年）に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

環境月間

1972年（昭和47年）6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、環境基本法では、6月5日を「環境の日」と定め、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深め、環境の保全に関する活動を行う意欲を高めることとしている。これを受け、環境庁（現、環境省）の主唱により、1991年度（平成3年度）から6月を「環境月間」と定め、全国各地でさまざまな行事が行われている。本市においても、春日部市環境基本条例第8条において6月を「環境月間」と定めている。

環境保全リーダー（養成講座）

環境問題などのさまざまな分野での学習を通じ、自ら環境保全活動に取り組む地域のリーダーを養成するための講座。2017年度（平成29年度）から「環境ナビゲーター講座」と名称変更した。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営のなかで自主的に環境保全に関する取組を進めるため、環境方針や目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいくこと。環境マネジメントシステムとしては、環境省が策定したエコアクション21や国際規格のISO14001がある。

緩和

地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことにより、大気中の温室効果ガスを減少させること。省エネルギーや再生可能エネルギーの普及、二酸化炭素貯留（CCS）の普及、植物による二酸化炭素の吸収源対策などがあげられる。一方、もう一つの地球温暖化対策として「適応」がある。

京都議定書

1997年（平成9年）12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）で同月11日に採択された、気候変動枠組条約に関する議定書。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格や機能、品質だけでなく、その商品やサービスの環境に対する影響についても配慮し、環境への負荷の少ないものを優先的に選択し購入すること。これにより、環境への影響が少ない市場の構築を目指すものである。

クールシェア

夏季に複数のエアコンの使用を減らし、なるべく一つの部屋・場所に集まって過ごすことで、冷房に使用するエネルギー消費を減らすことや、公園や図書館などの公共施設、店舗、自然が多く涼しい場所へ外出をして過ごすことを推奨する取組。

エアコン消して 涼しいところに集まる

COOL
SHARE

【クールシェアの関連用語】

・クールオアシス

埼玉県が実施する熱中症対策の一環として、県内の公共施設や県内企業等を、外出時の一時休息所や避難所として利用することや、熱中症についての情報発信を行う拠点とする取組。

クールビズ

夏季の地球温暖化対策のひとつ。冷房時の室温を28℃にした場合でも、軽装で効率的に働くことや、食事や住まいに涼を取り入れるなどの工夫により、快適に過ごす取組のこと。



公害

環境基本法において、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義されており、これらを総称して典型七公害という。

【公害の関連用語】

・悪臭

人に不快感を与える「におい」をいう。事業活動に伴って発生する悪臭については、悪臭防止法及び県条例により規制されている。

・地盤沈下

地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により、軟弱な粘土層が収縮して徐々に地表面が沈下すること。一度沈下した地盤はほとんど回復することが不可能であり、建物の損壊や浸水被害を引き起こす原因となる。工業用水法や県条例等により地下水の採取が規制されている。

・振動

地面や建物が揺れて人に不快感を与えるものをいい、騒音を伴う場合が多い。事業活動に伴い発生する振動については、振動規制法及び県条例により規制されている。

・水質汚濁

河川、湖沼、海洋等の公共用水域に汚染物質が流入し、水質が悪化すること。主な原因は、生活排水・工場排水、農業・牧畜排水、ごみの投棄で、水質汚濁防止法や県条例等により対策が進められている。

・騒音

好ましくない、不快な音をいう。同じ音でも人によって感じ方が異なるため、感覚公害の代表とされている。事業活動に伴い発生する騒音については、騒音規制法及び県条例により規制されている。

・大気汚染

空気が、人体や動植物に有害な微粒子や気体状の汚染物質で汚れること。主な原因は、工場から出るばい煙、粉じん、自動車の排気ガス等で、大気汚染防止法や県条例等により対策が進められている。

・土壌汚染

土壌が有害な物質により汚染されること。汚染物質は、原材料の漏出や廃棄物の埋立等により直接、土壌に混入する場合のほか、水質汚濁や大気汚染を通じて二次的に土壌への負荷となる場合もある。土壌汚染対策法や県条例により、土壌汚染の把握・対策が進められている。

光化学オキシダント

工場、自動車などから排出された大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称。光化学オキシダントが高い濃度になり、これが原因で発生する光化学スモッグは、人の眼や気道の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物の葉の組織破壊などに影響がある。

高機能舗装

従来のアスファルト舗装よりも、アスファルトに混ぜる礫(れき)に間隔をもたせて、目を粗くした新しい舗装方式。排水性舗装や低騒音舗装を総称して高機能舗装と呼ばれている。耐久性は低くなるが、水はけが良く道路騒音も低下することから、走行時の安全性や沿線の環境保全に効果が高い。目を粗くすることで路面とタイヤの間に空間ができるため、騒音を低く抑えられる。

【高機能舗装の関連用語】

・遮熱性舗装

路面温度を上昇させる赤外線を反射する遮熱材を、路面の表面に塗布した舗装。舗装への蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を抑制する。

・保水性舗装

隙間の多い舗装に、水を吸い込んで保持する保水材を詰めた舗装。保水材にしみ込んだ雨水が蒸発する際の気化熱によって、路面温度の上昇を抑制する。

高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯器等に比べて設備費は高いが、エネルギー効率が良いことから、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ型・燃料電池型などがある。

【高効率給湯器の関連用語】

・トップランナー機器

エネルギーを消費する機械器具のうち国内で大量に使用され、かつ、その使用に際し、相当量のエネルギーを消費する機械器具であって、当該性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの。変圧器、乗用車のほか、エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫などが指定されている。



引用元:「省エネ性能カタログ」

固定価格買取制度 (FIT)

再生可能エネルギー（太陽光・風力・水力（3万kW未満）・地熱・バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを国が義務づける制度。電気事業者が電力を買い取るために必要な費用は、電気料金の一部とし、賦課金（財源の確保のために負担するお金）という形で全ての電気使用者から集められる。

こどもエコクラブ

将来を担う子どもたちが楽しく環境を学び、環境保全活動を行うために環境省が平成7年に発足させた事業。2011年（平成23年）からは、公益財団法人日本環境協会の事業として継続されている。身近な野鳥や草花の観察を行うプログラムなど、子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援するメニューが用意されており、人と環境の関係について幅広く理解を深める活動を行う。



コンパクトシティ

まちの中心部に住宅や生活に必要なサービスといった都市機能を集中させる都市形態のこと。マイカーに頼らずに公共交通機関や徒歩による効率的な移動となることで、環境負荷の低減に寄与すると考えられている。

(さ)

再生可能エネルギー

石炭、石油、天然ガスなどの化石エネルギーとは違い、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱といったエネルギーで、一度利用しても再生が可能であり、環境にやさしいエネルギーであるため、これらを総称して「再生可能エネルギー」という。

【再生可能エネルギーの関連用語】

・グリーン電力証書

再生可能エネルギーによって発電された電力の環境価値（化石燃料を使用せず持続的に利用することができ、温室効果ガスを発生しない）を、証書化して発電事業者と利用者の間で取引することで再生可能エネルギーの利用普及を促すための制度。

・再エネ100%電力

再生可能エネルギーにより発電された電力のこと。

・新電力

新電力とは、既存の大手電力会社であるみなし小売電気事業者 10 社（現在、北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力）以外の小売電気事業者のこと。2016 年（平成 28 年）4 月 1 日からは電力の小売全面自由化が実施され、新電力会社は「小売電気事業者」の登録があれば、一般家庭や商店などの低圧需要でも契約できるようになった。

再配達

宅配物の配送において、配達先が不在であったことにより、宅配業者がいったん持ち帰り、再び配達を行うこと。近年の通信販売の伸びとともに宅配物の取扱い個数は急伸しており、2016 年度（平成 28 年度）の取扱いは約 40.2 億個で、そのうちの約 2 割が再配達だといわれている。再配達によるトラックから排出される二酸化炭素排出量は、年間で約 420 千 t-CO₂ とされる。（国土交通省ホームページ「宅配便の再配達削減に向けて」を参照）

資源化率

資源物の収集量とごみ処理施設での資源化量、集団資源回収量を含めた全資源化量を、全ごみ量と集団資源回収量の和で割った値。

循環型社会

製品等が、ごみとなることが抑制されること、又は適正に循環的な利用が行われること、あるいは適正な処分が確保されることなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。流通段階で発生する食品ロスを削減するためには、小売・卸売・製造者が連携した商慣習（3分の1ルール）の見直しが求められている。家庭では、消費期限・賞味期限切れなどにより捨てる、食べ残して捨てる、食べられる部分まで除去して捨てる、の3種類に分けられる。



食品ロスの削減に向けた取組には、飲食店での食べきりの呼びかけや食材を無駄なく使うエコクッキングなどがある。

【食品ロスの関連用語】

・エコクッキング

買い物、料理、片づけの一連の流れを通して、環境を大切にする食生活を考え、行動すること。「エコ」はエコロジカル（生態学的）とエコノミカル（経済的）の両方の意味を表している。

新型コロナウイルス感染症

コロナウイルスのひとつである「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」による感染症であり、2019年12月に国外で確認され、2020年1月に国内で1例目が確認された。それ以降、世界的に感染が拡大し、同年3月にはWHO（世界保健機関）がパンデミック（世界的大流行）を宣言した。

対策として、学校の休校、イベントの自粛、不要不急の外出を控えること等が要請されたこと等により、社会生活に大きな影響を与えた。

生物多様性

地球上の全ての生き物たちが豊かな個性を持ってバランスをとりながら生き、つながり合っていること。多くの種がいることを「種の多様性」、さまざまな自然環境があることを「生態系の多様性」、同種においても遺伝子に違いがあることを「遺伝子の多様性」と呼ぶ。これらの3つのレベルで多様性が相互に関係して生態系が維持されている。多くの生物がそれぞれの地域で存続していることが、生物多様性が保全されている状態である。

ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した自治体のこと。

(た)

ダイオキシン類

極めて毒性の強い有機塩素系化合物の一つで、ダイオキシン類特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の3物質がダイオキシン類として定義されている。環境ホルモンの一つとされており、動物実験では、発がん性や免疫機能低下などが報告されている。環境中のダイオキシン類は、主に廃棄物の焼却において、低温燃焼時に生成し、拡散した。

代替フロン

特定フロン(クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC))の代わりに使用されるフロン(ハイドロフルオロカーボン(HFC))のこと。オゾン層破壊係数はゼロだが、温室効果の作用は大きい。

脱炭素社会

カーボンニュートラル(資料編「3 用語解説」参照)を達成した社会のこと。

地球温暖化

化石燃料の大量消費など人間の社会活動量の増加により、排出される二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が上昇し、地球の平均気温が高くなる現象。降雨量の変化などによる気候の変化(気候変動)、異常気象、干ばつや局地的な豪雨、それに起因する食料生産の減少、海水面の上昇など、生態系に壊滅的な影響を及ぼす可能性があり、人間を含めた生物の生存に非常に大きな影響を及ぼすと予測されている。

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づき、区域から排出される温室効果ガス削減のための実行計画(区域施策編)であり、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務がある。本計画の第6章「みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画」がこれに該当する。

地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための実行計画(事務事業編)であり、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。本計画とは別の計画として、策定を行う。

地中熱利用設備

昼夜年間を通じて一定温度(17℃程度)の地中(10から100m程度)の熱を利用し、冷暖房や給湯、融雪等を行う設備。マグマの熱に由来する地熱とは異なる。

窒素酸化物

窒素と酸素の反応により生成された物質の総称。大気中の窒素酸化物は種々あるが、一酸化窒素と二酸化窒素が主なものであり、光化学スモッグの原因物質の一つ。主な発生源は、自動車、工場、ビルなどがある。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

適応

気候変動の影響を防止・軽減するための備えと、新しい気候条件の利用を行うこと。防災・減災対策や農作物の品種変更、熱中症や感染症への対策などがある。一方、もう一つの地球温暖化対策として「緩和」がある。

電気自動車(EV)

電気自動車は、英語でEV(Electric Vehicleの略)と呼ぶ。走行時に二酸化炭素や排気ガスが発生しない電気自動車の利用が世界的に注目されており、2017年(平成29年)に英国、フランス、中国におい

て相次いで政策的な後押しをする動きが発表された。

透水性舗装

道路や地表の舗装路面上に降った雨水を、隙間が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法をいう。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水のかん養と保全、都市型洪水の防止、ヒートアイランドによる暑さを軽減する効果がある。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハングウソウ等、動物などではアライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、ブラックバス（オオクチバス）、ブルーギル、セアカゴケグモなどが指定されている。

特定フロン

オゾン層を破壊し、かつ、温室効果に作用するフロン（クロロフルオロカーボン（CFC）及びハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC））のこと。日本では、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律により、クロロフルオロカーボン（CFC）は1996年に全廃となり、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）は、1996年以降で段階的に削減が進んでいる。2020年には冷凍空調機器への補充用を除いて廃止とし、2030年に全廃となる予定。

（な）

二酸化硫黄（SO₂）

石油や石炭といった硫黄又は硫黄を含有する燃料が燃える際に発生する無色、刺激臭の気体で、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となった。大気中で太陽光線により三酸化硫黄に酸化され、それが降水に溶けて硫酸を生成することで酸性雨を引き起こした。

二酸化炭素排出係数

活動量 1 単位当たりで、どれだけの二酸化炭素を排出しているかを示す数値。電気の場合、使用量 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出量を示す。電力会社によって利用した燃料や発電方法の組合せが異なることから排出係数は異なる。

二酸化窒素（NO₂）

燃料などの燃焼により発生し、呼吸器系に悪影響を与える。高温燃焼の過程で一酸化窒素が生成され、これがさらに大気中の酸素と結び付いて二酸化窒素になる。

燃料電池

水素と酸素の化学反応により、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、水の電気分解や天然ガス、メタノールの改質によってつくるなどの方法があり、酸素は大気中から取り入れる。発電の過程で熱も発生するため、その熱を生かすこともできる。

【燃料電池の関連用語】

・ コージェネレーションシステム

電気と熱を同時に取り出すシステムであり、発電時に発生した熱を給湯や冷暖房などに有効に活用する。ガスエンジン方式、ガスタービン方式、燃料電池方式などの方式がある。

野焼き

家の庭先などで木くず・紙くず・廃プラスチックなどを燃やすこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び県条例では、認められた方法以外で物を燃やす行為を禁止する規定がある。風俗習慣、宗教上の行事、焼き畑などの農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものなどは例外とされている。

（は）

パートナーシップ

異なる立場にある人々が対等にそれぞれの力を出し合い協力すること。異なる立場にある人たちが協力することによる相乗効果が期待され、より高い効果を得ることが期待できる。幅広い環境問題の解決には、市民・事業者・市のパートナーシップが必要不可欠といわれている。

ヒートアイランド現象

都市では高密度に熱が排出されており、加えて、都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどで覆われているため、水分の蒸発による温度の低下がなく、日中に蓄えた日射熱を夜間に放出することにより、夜間の気温が下がらない状態となる。この結果、都市部では郊外と比べて気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるようにみえることから、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれる。

【ヒートアイランド現象の関連用語】

・熱帯夜

夕方から翌日の朝までの最低気温が25℃以上になる夜。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と、場所を意味する「トープ」から合成した、生物の生息空間を意味する造語。本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発などによって環境が損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息空間を指している場合もある。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒径 2.5 μm 以下の粒子状物質で、髪の毛の太さの 30 分の 1 程度と非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜん息や気管支炎などの呼吸器系や循環器系など健康への影響が懸念されている。

不法投棄

指定場所以外に放置された廃棄物のこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、ごみは排出者が自己管理をするか、一定の資格を持つ処理業者に委託しなければならないとされている。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粉じんのうち、粒径が 10 μm 以下のもの。沈降速度が遅いため、比較的長い間空気中を浮遊し、人の呼吸器系に影響を与える。

フロン類

炭化水素にフッ素や塩素などが結合した化合物の総称。クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）をフロン排出抑制法ではフロン類と呼称している。化学的に極めて安定した性質で扱いやすいため、エアコンや冷蔵庫などの冷媒のほか、さまざまな用途に活用されている。

しかし、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになり、より影響の小さい物質への代替が進められている。

【フロン類の関連用語】

・フロン排出抑制法

正式名称は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。フロン類の適正な回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策により、フロン類の大気中への放出を抑制することを目的としている。

放射性物質

放射線を出す物質を放射性物質、放射性物質が放射線を出す能力を放射能という。核分裂反応で生成された人為的なものと、自然界に存在するものがある。放射性物質が、放射線を出して別の原子核に変化し、半分に減るまでの期間を「物理学的半減期」と呼び、ヨウ素 131 は、半減するまでに 8 日、セシウム 134 は 2.1 年、セシウム 137 は 30 年の期間を要する。

（ま）

マイクロプラスチック

プラスチックごみが風雨等で川に流入し、海に流れ込み、波や紫外線の影響で小さなプラスチック片となったもの。一般的には直径5mm以下のものを指す。このマイクロプラスチックを海洋生物が摂取することが直接的な原因となり死亡すること、マイクロプラスチックを摂取した海洋生物を人間が摂取することによる人体への影響も懸念されています。

メタン (CH₄)

天然ガスの主成分。沼や湿地における有機物の腐敗・発酵によっても発生する。

(や)

要請限度

騒音規制法・振動規制法において、自動車の通行による道路周辺の生活環境が著しく損なわれているかどうか判断するための基準となる値。自治体は、測定結果に基づき、道路管理者等に意見を述べ、公安委員会に必要な措置を要請する。

(ら)

ライトダウンキャンペーン

地球温暖化防止を目的として、2003年(平成15年)から始まった環境省の取組で、6月21日頃から7月7日頃までの期間に、ライトアップ施設や家庭の消灯を呼びかけるキャンペーン活動。6月21日(夏至の日)と7月7日(クールアース・デー)両日を特別実施日として設定し、全国のライトアップ施設や各家庭を対象として、夜8時から10時までの2時間は、照明を一斉消灯するよう呼びかけを行っている。

【ライトダウンキャンペーンの関連用語】

・クールアース・デー

天の川をみながら、地球環境の大切さを日本国民全体で再確認し、年に一度、低炭素社会への歩みを実感するとともに、家庭や職場における取組を推進するための日。2008年(平成20年)のG8サミット(洞爺湖サミット)が、日本で7月7日の七夕の日に開催されたことを契機として定められた。

ライフサイクル

製品やサービス、構造物などの企画、調達、製造から流通、販売を経て、廃棄、処分に至るまでの全ての過程のこと。その過程で要する費用のことを、ライフサイクルコスト(LCC)といい、各過程における環境負荷を定量的に評価する手法を、ライフサイクルアセスメント(LCA)という。

リサイクル

資源の有効利用や環境汚染の防止のために、ごみを原料として、再生利用(リサイクル)すること。リサイクルは、資源循環という広い意味で使われることもある。



リデュース

ごみを出さないこと。ごみの発生抑制ともいわれる。一般的には、ごみになりそうなものの使用量を減らすことを指す。

リユース

使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うこと。具体的には、不要になったが、まだ使えるものをフリーマーケット等で他者に譲る、売るなどして再び使う場合や、ビールびんのように容器を回収して洗浄してから、再び使う場合もある。

六フッ化硫黄 (SF₆)

強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている気体。熱的、化学的に安定し、耐熱性、不燃性、非腐食性に優れているため、変圧器などに封入される電気絶縁ガスとして使用されるほか、半導体や液晶の製造工程でも使われている。

(英数)

ビーオーディ

B O D (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量と呼ばれる水質汚濁の環境指標の一つで、河川などの水中の微生物が汚濁物質（有機物など）を酸化・分解するために必要な酸素量を示す。数値が高いほど、水中の汚濁物質（有機物など）の量が多いといえる。

【BODの関連用語】・ **COD (Chemical Oxygen Demand)**

化学的酸素要求量と呼ばれ、川や湖沼の汚濁の程度を示す。水中の有機物などを酸化剤で分解する際に消費される酸素の量で、数値が高いほど有機物による汚染が進んでいるといえる。

クール
チョイス
COOL CHOICE

気候変動対策及び温室効果ガスの削減をテーマに、政府をあげて展開を図る国民運動。「未来のために 今えらぼう」をスローガンとして、将来の地球や日本の環境に配慮した行動（賢い選択）を、一人ひとりが実施していこうとするもの。

コップ
GOP21

2015年（平成27年）にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議のこと。温室効果ガス排出量削減のための新しい枠組みである「パリ協定」が採択された。

シーエスアール

C S R (Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任のこと。企業活動は、法令の遵守のみならず、株主、顧客、従業員、取引相手、地域住民などの様々な利害関係者との関わりの上に成り立っており、それらに配慮して社会的存在として企業が果たすべきと考えられている責任のこと。CSRの具体的な取組として、地球環境の保護、積極的な情報開示、職場環境の改善などがある。

エスコ

ESCO事業 (Energy Service Company)

省エネルギー改修にかかる費用を、改修の成果である光熱水費の削減分でまかなう事業。ESCO事業導入による顧客の利益が、ESCO事業者によって保証される契約形態（パフォーマンス契約）をとることで、顧客にとっては確実な省エネルギー効果が達成される利点がある。

ジーエイチジー

G H G (Greenhouse Gas)

温室効果ガス（資料編「3 用語解説」参照）のこと。

アイエスオー

I S O 14001

環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際規格のこと。この規格に沿って環境マネジメントシステムを構築することで、PDCAサイクルに基づいて環境に対する取組を継続的に改善することができる。

エルイーディ

L E D 照明

電気を流すと発光する半導体である発光ダイオード(LED)を使用した照明のことで、白熱灯や蛍光灯、水銀灯などと比べて、エネルギー効率が高く長寿命である。

ピーシービー

P C B 廃棄物

ポリ塩化ビフェニル(PCB)原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された廃棄物。PCBは、耐熱性や電気絶縁性に優れ、絶縁油、熱媒体、潤滑油などに広く使用されたが、人体に対する毒性が強く、生体内に蓄積されやすいことから製造使用が禁止され、特別管理産業廃棄物に定められている。「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によってPCB廃棄物は、自らあるいは他人への委託により処分することが義務づけられ、2026年度（平成38年度）末までに全て処理することが定められている。

ピーディシーエー

P D C A サイクル

業務改善プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→点検・評価(check)→見直し(action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、改善していく手法。

ピーアールティアーアル

P R T R (化学物質排出移動量届出) 制度

事業者に対して、化学物質の管理について改善を促し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止することを目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」に基づく制度。

有害な化学物質が環境へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し、県や政令市を経由して国へ届出を行う。国は、届出や推計に基づき、化学物質の排出量・移動量を集計・公表する。

エスディーゼーズ

S D G s (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標のこと。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

2 アップ 3 ダウン

ビルなどの移動の際に2階上がったたり(=2アップ)、3階降りたり(=3ダウン)する程度の移動は、階段の利用を推奨する省エネルギーの取組のこと。

3 M

マイバッグ、マイボトル、マイはしの実践により、ごみの削減に努める取組のこと。

3 R

ごみの発生、資源消費の削減に努めるためには、リデュース (Reduce 発生抑制)、リユース (Reuse 再利用) ・リサイクル (Recycle 再生利用) の優先順位で行動しようという取組のこと。

4 春日部生き物マップ

市内の自然環境資源を的確に把握し、保全が求められる地域や改善が必要な環境等を把握することは重要です。

本市では、自然と共生するまちづくりに関する各種施策の基礎資料とするため、2010年（平成22年）に埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業を活用し、市内の動植物の生息状況について調査しました。

調査期間：2010年（平成22年）5月～2011年（平成23年）3月

実施方法：市内全域を対象に、既存資料による自然環境条件（主に地形、気象、水等）の整理と現地調査による動植物（植生、植物相、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類）の分布状況調査を実施しました。

春日部生き物マップ：

調査結果をもとに、自然観察に適したポイント並びに市内で生息が確認されている希少な生き物についてまとめ、春日部生き物マップを作成しました。本マップは、環境イベントの展示等で活用するとともに、今後の環境調査で得られた情報に基づいて内容を更新します。

ナナフシモドキ

注意

- ・どこで観察をするのかを**お家の人**に伝えてから、行きましょう。
- ・川や池、沼に近づくのは**危険**です。大人と一緒に観察しましょう。
- ・田んぼや畑は農家の方が大切に管理をしています。入るのは止めましょう。
- ・草や昆虫も、私たちと同じ、命のあるものです。観察が終わったら、自然に帰してあげましょう。
- ・野鳥の巣やヒナを見かけたら、遠くから見守りましょう。
- ・足元にも生き物がいる場合があります。一歩進む前に確認しましょう。
- ・ハチ等の**危険な生き物**がいる場合があります。十分注意しましょう。
- ・ゴミを見つけたら持ち帰りましょう。



スズメバチ

◎観察のコツ◎

- ・虫に刺されたり、植物に触るとかぶれたりする場合があります。長袖と長ズボンと帽子がオススメです。
- ・声や音のする方向を観察して見ましょう。
- ・動物は急に動いたり、声を出したりすると、驚いて逃げてしまいます。動物を見かけたら、ゆっくりと静かに近寄って観察しましょう。

春日部 生き物マップ

市の鳥 ユリカモメ



市の木 キリ

アマサギ

コガモ



カムルチー

ニホンアマガエル



クロアゲハ

ノナシ

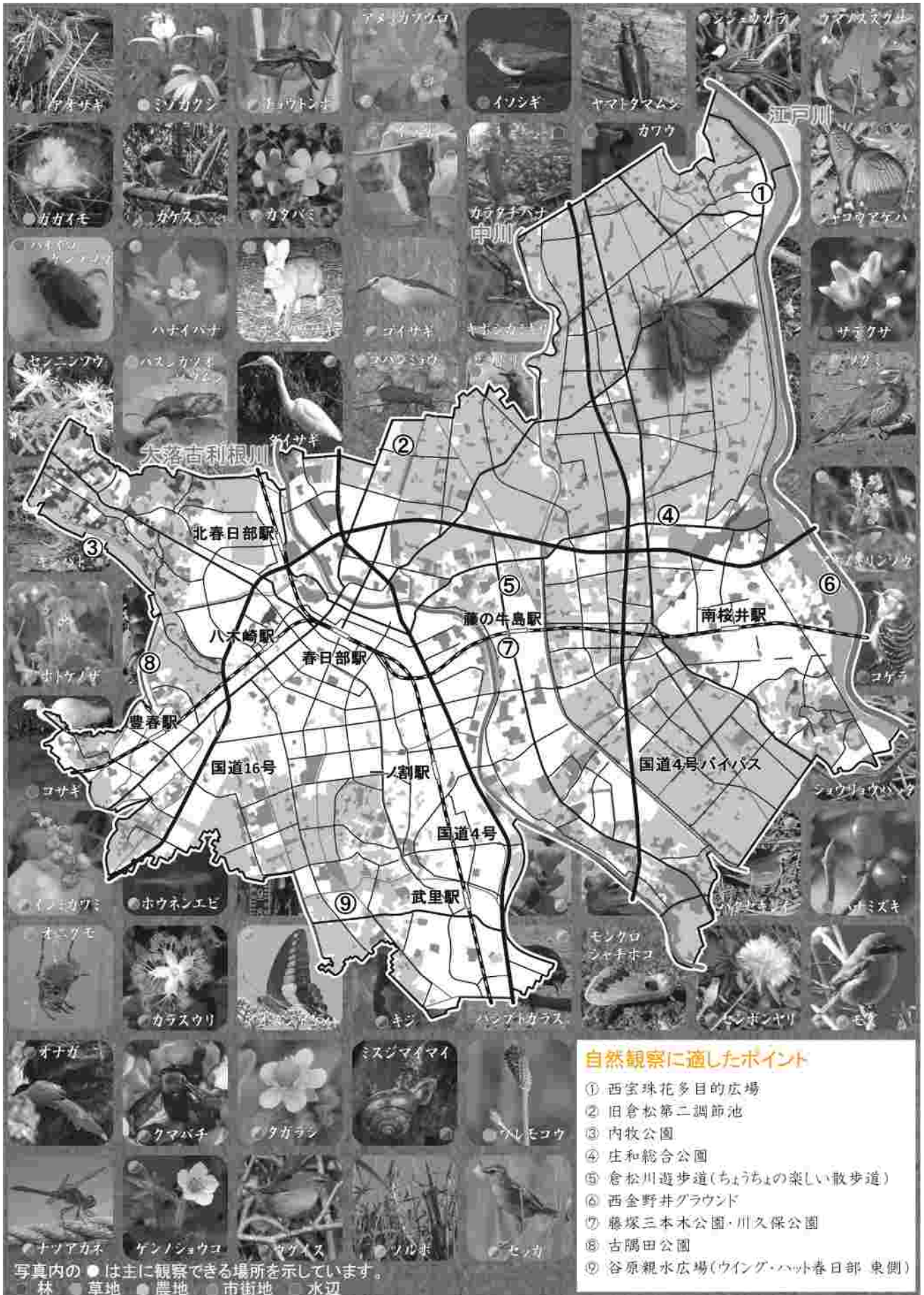


ヤマブドウ



制作 春日部市

監修・写真提供 埼玉県生態系保護協会 春日部支部
調査・写真提供 埼玉県環境検査研究協会



写真内の ● は主に観察できる場所を示しています。
 □ 林 ● 草地 ● 農地 ● 市街地 □ 水辺

- 自然観察に適したポイント**
- ① 西宝珠花多目的広場
 - ② 旧倉松第二調節池
 - ③ 内牧公園
 - ④ 庄和総合公園
 - ⑤ 倉松川遊歩道(ちょうちよの楽しい散歩道)
 - ⑥ 西全野井グラウンド
 - ⑦ 藤塚三本木公園・川久保公園
 - ⑧ 古隅田公園
 - ⑨ 谷原親水広場(ウイング・ハット春日部 東側)

春日部で生息が確認されている希



ホンドキツネ 絶滅危惧種

イヌ科 とがった口先、三角形の大きな耳、太くて長い尾が特徴。本州、四国、九州に分布しますが、都市化の進展とともに低地帯での絶滅地域が広がっています。



ホンドタヌキ 絶滅危惧Ⅱ類

イヌ科 背中は黄褐色で黒い刺毛があり、腹部も黄褐色。足と目の周囲は暗色をしている。本州、四国、九州に分布していますが、低地帯での安定的な生息地は限定されています。



アオダイショウ 準絶滅危惧

ナミヘビ科 体の背面は緑色を帯びた褐色で、やや黒い縦条が4本ある。北海道、本州、四国、九州に分布しますが、都市化や過疎化の進行に伴い減少の傾向にあります。



ヤマカガシ 準絶滅危惧

ナミヘビ科 体の背面はやや緑色を帯びた褐色に赤と黒の斑紋が並ぶ。本州、四国、九州に分布しますが、水辺の護岸工事や水田の宅地化等で、生息数が急激に減少しています。



ニホントカゲ 絶滅危惧Ⅱ類

トカゲ科 成体は背面が褐色や淡褐色で、幼体は尾が青い。背から尾に白黄色の縦条がある。北海道、本州、四国、九州に分布。生息環境の変化に弱く個体数が減少しています。



ニホンアカガエル 絶滅危惧Ⅱ類

アカガエル科 体長は50mm程。喉は白または淡橙色で無紋。本州、四国、九州に分布していますが、産卵時期である冬季の水田の乾燥化により激減しています。



ニホンヤモリ 準絶滅危惧

ヤモリ科 体色は灰褐色で、背側に不規則な黒褐色斑紋がある。体長(全長)120mm程。本州、四国、九州に分布していますが、市街地開発等により以前に比べ減少しています。



コガネグモ 絶滅(中川低地)

※絶滅危惧ⅠB類(全県)
コガネグモ科 頭胸部に銀色の毛が密生し、腹部は黄色と黒褐色の横縞がある。本州、四国、九州、南西諸島に分布しますが、生息地の減少等が生存に対する脅威となっています。



コムラサキ 準絶滅危惧

タテハチョウ科 翅開長65mm前後。翅表の地色は茶褐色で黄褐色の斑紋や帯がある。北海道から九州まで分布していますが、低地や台地では個体数が減少してきています。



アサマイチモンジ 絶滅危惧ⅠA類

タテハチョウ科 翅開長50~60mm。翅は表面が黒褐色、裏面が橙褐色。平野部から低山地にかけ広く分布。林縁環境の悪化や農薬被害等が生存に対する脅威となっています。



ミドリシジミ 準絶滅危惧

シジミチョウ科 翅開長37~38mm程度。オスの翅表は濃緑色、メスは地色暗褐色。北海道から九州までに分布していますが、宅地開発等の影響により発生地が孤立化しています。



アシナガモモトスカシバ 情報不足

スカシバガ科 モモトスカシバに比べ、後脚の跗節が非常に長いのが特徴。本州、九州に分布しますが、河川改修や湿地開発等が生存に対する脅威となっています。



オグルマ 準絶滅危惧

キク科 茎には軟毛があり、葉裏の葉脈は凸出しない。北海道、本州、四国、九州、対馬に分布していますが、湿地の等の生息環境の激減により、減少しています。



ゴキヅル 絶滅危惧Ⅱ類

ウリ科 花は8~11月頃開き、黄緑色。果実は卵形で葉は長い三角状被針形で長さ3~10cm。関東~中国地方、四国、九州に分布しますが、河川開発等により減少しています。

少な生き物

動物については「埼玉県レッドデータブック2008動物編」 中川低地植物については「埼玉県レッドデータブック2005植物編」 全県の等分布図に唐草を添えています。



ツミ 絶滅危惧Ⅱ類

タカ科 近似種のハイタカと比べ体が小さく、白眉斑がほぼないことで区別できます。人為的な影響が及びやすい森林においては、カラスの増加に伴う営巣妨害が指摘されています。



チョウゲンボウ 準絶滅危惧種

ハヤブサ科 ハヤブサより一回り小型で翼の幅が狭い。低地帯で繁殖する数少ない猛禽類で、本州の山地や丘陵の崖地や、人工建造物での営巣や繁殖が確認されています。



オオバン 絶滅危惧ⅠA類

クイナ科 全身黒色でくちばし及び額板の部分は白色。足は暗緑色。本州の中部以北で繁殖していますが、広い湿性植物帯のような適地が少なく繁殖は局地的です。



カワセミ 絶滅危惧Ⅱ類

カワセミ科 体の上面がコバルトブルーで下面は橙色。メスの下嘴は赤い。全国の河川、湖沼に生息し、河川周辺の切り通し等の土の崖に巣穴を掘って繁殖しています。



クサガメ 準絶滅危惧

イシガメ科 頭側部には黄緑色の条紋、甲羅の背側には3本の隆条がみられる。本州、四国、九州に分布していますが、河川や池沼の護岸工事等により産卵環境が失われています。



トウキョウダルマガエル 準絶滅危惧

アカガエル科 体長は70mm程。腹部周辺に小さな黒斑点がある。関東平野から仙台平野に分布していますが、池沼の消失、水田の中干しによる乾燥化が強い脅威となっています。



オカモノアラガイ 絶滅危惧ⅠB類

オカモノアラガイ科 殻高25mm。殻は非常に薄く、淡黄褐色で光沢を有する。北海道、本州、佐渡に分布する。かつては、大発生することもありましたが、現在は激減しています。



ヘイケボタル 絶滅危惧ⅠB類

ホタル科 体長7~10mm。全身黒色、前項背板は淡赤桃色で中央に黒色の縦帯状紋がある。北海道から九州まで分布していますが、水辺の改変等が生存に対する脅威となっています。



ハンゲショウ 準絶滅危惧

ドクダミ科 初夏の頃に茎の上方の葉数枚の下半部が白化し化粧をしたようになるのが特徴。本州、四国、九州、屋久島、琉球に分布しますが、河川開発等により減少しています。



キタミソウ 絶滅危惧ⅠA類

ゴマノハグサ科 花冠は白色。葉は長さ2~5cm。北海道、関東地方、屋久島・種子島に分布し、日当たりのよい湿地を好みますが、河川開発等により減少しています。



タコノアシ 絶滅危惧ⅠB類

ユキノシタ科 高さ30~80cm。花序は総状花序で巻散状に咲き上り、タコの足状になっている。本州、四国、九州、琉球に分布しますが、湿地開発等により減少しています。



サンショウモ 絶滅危惧Ⅱ類

サンショウモ科 根を欠き茎は分岐している。水中葉は根と同形態と機能をもつ。本県ほぼ全域に見られ、他に本州中部以西等に分布していますが、農薬汚染等により減少しています。



イチョウウキゴケ 絶滅危惧Ⅱ類

ウキゴケ科 長さ1~1.5cm、幅4~8mmの苔類植物体は扁平、質は厚く密生してイチョウの葉形状になる。日本全土で確認されていますが、湿地開発や農薬の使用により減少しています。



ヒシ 準絶滅危惧

ヒシ科 葉は横長の楕円形に近く幅6cm程で、果実には左右ほぼ水平にでる刺があるのが特徴。北海道、本州、四国、九州に分布していますが、池沼開発等により減少しています。

第2次春日部市環境基本計画

2018年度（平成30年度）～2027年度（令和9年度）

【令和4年度中間見直し版】

発行 春日部市

編集 環境経済部環境政策課

作成 2023年（令和5年）3月

【執務室所在地】 埼玉県春日部市中央六丁目6番地11

春日部市役所第3別館

TEL 048-736-1111（代表）

Fax 048-733-3826

E-mail kankyo@city.kasukabe.lg.jp

URL <http://www.city.kasukabe.lg.jp>

